

県内市町の主な助成制度一覧（工場等向け）

<金沢市>

制度名	補助対象	補助要件	補助内容	限度額	備考	問合せ先
企業立地助成金	研究所・先端産業 （研究所等の特定事業所、高度技術製品製造工場）	【区域】 ・工専、工業、準工業地（研究所等の特定事業所は指定なし） 【事業内容】 ・従業員10人以上在籍 ・土地：3,000㎡以上（土地助成の場合） ・建物：1,000㎡以上 又は ・投資額：1億円以上	【立地助成】 ・土地×20% + 建物・設備×5% 又は ・投資額×10% 【雇用助成】 ・1人につき20万円（市民5人以上雇用）	・立地助成：2億円（特認3億円） ・雇用助成：4,000万円	※その他の要件… 土地取得から3年以内に操業すること。	金沢市役所 企業立地課 076-220-2225 kigyous@city.kanazawa.lg.jp
	その他製造業 （一般製造工場等）	【区域】 ・工場適地等 【事業内容】 ・従業員10人以上在籍 ・土地：3,000㎡以上（土地助成の場合） ・建物：1,000㎡以上	【立地助成】 ・土地×20% + 建物・設備×5% 【雇用助成】 ・1人につき20万円（市民5人以上雇用）			
	運輸業・卸売業 （流通業務施設）	【区域】 ・本市造成の工業団地、金沢港東部工業用地 【事業内容】 ・従業員：10人以上在籍 ・土地：3,000㎡以上（土地助成の場合） ・建物：1,000㎡以上	【立地助成】 ・土地×20% + 建物・設備×5% 【雇用助成】 ・1人につき20万円（市民5人以上雇用）			
金沢テクノパーク企業立地助成金	高度技術産業 （高度技術に係る物の製造、加工等の事業及びこれに類する事業で市長が認めるもの）	【区域】 ・金沢テクノパーク 【事業内容】 ・建物：1,500㎡以上 ・従業員：10人以上在籍	【立地助成】 ・土地×20% + 建物・設備×10% 【雇用助成】 ・1人につき50万円（市民10人以上雇用）	・立地助成：5億円 ・雇用助成：1億円		
	地域拠点産業 （独自技術又は付加価値を有する事業、新分野の事業その他の地域産業の拠点形成に資する事業及びこれに類する事業で市長が認めるもの）					
	試験研究開発事業 （高度技術に係る製品の試験研究及び開発等を行う事業及びこれに類する事業で市長が認めるもの）	【区域】 ・金沢テクノパーク 【事業内容】 ・建物：1,000㎡以上 ・従業員：5人以上在籍				
本社機能強化促進企業立地助成金（産業集積型）	特定製造業 （上記以外の製造業のうち、機械、金属、ITに関連するもの）	【区域】 ・金沢テクノパーク 【事業内容】 ・建物：1,000㎡以上 ・従業員：10人以上在籍	【立地助成】 ・土地×20% + 建物・設備×5% 【雇用助成】 ・1人につき20万円（市民5人以上雇用）	・立地助成：2億円 ・雇用助成：4,000万円		
	本社機能を市外から移転又は市内で拡充を行う企業 （対象業種は企業立地助成金と同様）	【区域】 ・企業立地助成金と同様 【事業内容】 ・投資額：5,000万円 ・新規雇用：5人以上 ・令和6年3月31日までに助成認定した事業	【設備投資助成】 ・市外からの移転：投資額×10% ・市内での拡充：投資額×7.5% 【雇用助成】 ・1人につき20万円	・設備投資助成：2億円 ・雇用助成：4,000万円		

<七尾市>

制度名	補助対象	補助要件	補助内容	限度額	備考	問合せ先
七尾市企業立地の促進及び雇用の拡大に関する条例	工場、物流施設	【投資額】 ・新設：1億円以上 ・増設：5,000万円以上 【新規地元雇用】 ・新設：5人以上 ・増設：3人以上	【投資額に対する補助】 ・新設：投資額 × 20% ・増設：投資額 × 10% <特例加算> 本社移転：5%上乗せ 指定業種：10%上乗せ ※1 地元発注：5%上乗せ ※2 【雇用助成金】 ・1人につき50万円（市内在住常時雇用者）	【投資額への補助】 2億円 （市長特認） 新設：10億円 増設：5億円 【雇用助成金】 2,000万円	※1指定業種とは… 木材加工、食品加工としています。 ※2地元発注とは… 市内企業に直接又は一次下請負で発注する施設及び設備に要する費用（地元発注額）が10%以上の場合、地元企業発注奨励助成金として、地元発注額の5%を加算します。	七尾市役所 産業振興課 0767-53-8565 sangyou-s@city.nanao.lg.jp

<小松市>

制度名	補助対象	補助要件	補助内容	限度額	備考	問合せ先
企業立地助成金	製造業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業	【対象地区】 ・市、国、県又は市町が適当と認める公共的機関が分譲する工業用地 ・工場適地 ・市長が特に認める地区 【投資額、雇用】 ①5億円以上、10人以上 ②中小企業は、1億円以上、5人以上でも可	【新設】 要件①に該当：投資額×10%以内 要件②に該当：投資額×5%以内 【増設】 要件①に該当：投資額×5%以内 要件②に該当：投資額×2.5%以内 *既設物件を活用する場合、その部分について上記の1/2	・5億円 ・7.5億円 ※1 ・特別限度額：10億円 ※2	※1 限度額7.5億円の適用について 投資額50億円以上100億円未満 かつ常時雇用者（純増）50人以上の場合 ※2 特別限度額10億円について 投資額100億円以上かつ常時雇用者（純増）100人以上で、市長が特に認める場合に限る。 ※3 賃借料は上限1,000万円/年	小松市役所 商工労働課 0761-24-8074 syoukou@city.komat.su.lg.jp
雇用促進助成金	製造業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、宿泊業、教育、学習支援業、医療、福祉、本社機能（全業種）、情報通信業、学術研究、専門・技術サービス業、「サービス業（他には分類されないもの）」のうちのコールセンター	・企業立地助成金に該当する事業者であること。 ・市内に住所を有する新規雇用者が5人以上	新規雇用者(市外からの転入者含む) ×20万円	2,000万円		

<輪島市>

制度名	補助対象	補助要件	補助内容	限度額	備考	問合せ先
輪島市企業立地助成金	工場、試験研究施設、物流施設、農林水産物等販売施設、植物工場、本社機能移転施設、旅館業の施設、観覧施設、飲食サービス施設、情報通信業の施設、専門・技術サービス業の施設	【投資額、雇用】 ・2,000万円以上、2人以上	投資額×20% + 雇用1人につき50万円 ※県外からの本社移転5%加算	雇用人数2～4人 2,000万円 5～9人 5,000万円 10～29人 1億円 30人以上 2億円		輪島市役所 漆器商工課 0768-23-1147 shoukou@city.wajima.lg.jp

<珠洲市>

制度名	補助対象	補助要件	補助内容	限度額	備考	問合せ先
企業立地の促進及び雇用の拡大に関する助成金	製造業、情報サービス業等	【投資額、雇用】 ・1,000万円以上、3人以上	【新設】 ・投資額×20%+雇用1人につき50万円 【増設】 ・投資額×15%+雇用1人につき50万円	【投資額1,000万円の場合】 ・雇用3人以上：1億円 ・雇用10人以上：2億円 【投資額 新設10億円以上、増設13億3,000万円以上の場合】 ・雇用20人以上：3億円		珠洲市役所 産業振興課 0768-82-7775 rousyou@city.suzu.lg.jp

<加賀市>

制度名	補助対象	補助要件	補助内容	限度額	備考	問合せ先
加賀市企業立地促進条例に基づく支援	製造業、研究所等、植物工場	【投資額、雇用】 ・1億円超、5人以上	固定資産税、都市計画税の課税免除 ・新築：4年 ・中古：2年		※成長産業分野（「健康・医療・福祉・介護」、「環境・エネルギー」、「航空・宇宙」、「自動車」関連分野）においては課税免除期間の2年加算あり。	加賀市役所 企業誘致室 0761-72-7820 kigyoushou@city.kaga.lg.jp
		【投資額、雇用】 ・5億円超、10人以上	固定資産税、都市計画税の課税免除 ・新築：8年 ・中古：4年			
	運輸業・倉庫業	【投資額、雇用】 ・1億円超、5人以上	固定資産税、都市計画税の課税免除 ・新築：3年 ・中古：2年			
		【投資額、雇用】 ・3億円超、10人以上	固定資産税、都市計画税の課税免除 ・新築、中古：3年			

<羽咋市>

制度名	補助対象	補助要件	補助内容	限度額	備考	問合せ先
羽咋市商工業振興条例による助成金	製造業、情報サービス業、先端技術産業、道路貨物運送業、倉庫業、梱包業、卸売業、試験研究所等	【投資額、雇用】 ・新設：5,000万円以上、5人以上 ・増設：5,000万円以上、3人以上	【本社機能移転以外の新設の場合】 ・雇用5～14人：投資額×10% ・雇用15～19人：投資額×15% ・雇用20人以上：投資額×20% 【本社機能移転以外の増設の場合】 ・雇用3～4人：投資額×1.25% ・雇用5～9人：投資額×2.5% ・雇用10～14人：投資額×5% ・雇用15～19人：投資額×7.5% ・雇用20人以上：投資額×10%	2億円	※市長特認について… 成長産業分野の業種は、投資による助成率に10以内を加算 ※本社機能移転について… 市外からの移転に限る。 ※限度額について… 投資による助成と併せて最大2億3,000万円	羽咋市役所 商工観光課 0767-22-1118 syoukan@city.hakui.lg.jp
			【本社機能移転の新設の場合】 ・雇用5～14人：投資額×15% ・雇用15～19人：投資額×20% ・雇用20人以上：投資額×25% 【本社機能移転の増設の場合】 ・雇用3～4人：投資額×6.25% ・雇用5～9人：投資額×7.5% ・雇用10～14人：投資額×10% ・雇用15～19人：投資額×12.5% ・雇用20人以上：投資額×15%			
			【雇用による助成】 ・地元新規雇用者1人につき50万円 ・移転従業員1人につき25万円	3,000万円		
羽咋市遊休工場等利用及び雇用促進補助金	製造業、流通関連業、情報サービス業等	・現在使用されていない工場、家屋を利用し、事業を行うこと。 ・投資額3,000万円 ・雇用3人以上	・投資額×5% + 雇用1人につき25万円	・投資額：500万円 ・雇用：250万円		

<かほく市>

制度名	補助対象	補助要件	補助内容	限度額	備考	問合せ先
工場立地助成金	製造業、情報通信業、運輸業、卸売業、学術研究、専門・技術サービス業、農業、流通関連業、宿泊業、自動車整備業、コールセンター業	【投資額、雇用】 ・新設：3,000万円以上、3人以上 ・増設：2,000万円以上、2人以上 ・移設：2,000万円以上、2人以上	・新設：投資額×20%以内 ・増設：投資額×10%以内	・新設：3億円 ・増設：2億円	※本社機能とは… 企業の総務部門、経理部門、企画部門、研究開発部門、国際事業部門、事業を統括する部門その他これらに類する部門を有する機能をいう ※工場等併設型は、本社機能と工場等を同時に市内へ移転する場合に適用可能	かほく市役所 産業振興課 076-283-7105 sangyou@city.kahoku.lg.jp
本社機能移転助成金（工場等併設型）※			・新設：投資額×25%以内 ・増設：投資額×15%以内 ・移設：投資額×15%以内	・新設：6億円 ・増設：4億円 ・移設：3億円		
雇用促進助成金	工場等立地助成金、本社機能移転助成金又は本社機能移転助成金（工場等併設型）を受けた企業		・1人につき50万円	無し		

<白山市>

制度名	補助対象	補助要件	補助内容	限度額	備考	問合せ先
工場立地助成金	製造業、先端技術産業・同関連ソフト産業、情報処理・提供サービス業、試験研究開発施設、流通加工を伴う物流施設	・用地：2,500㎡以上（用地取得後3年以内に操業開始） ・建物・設備：1,000㎡以上（用地取得後3年以内に操業開始） ・雇用10人以上（操業開始時）	・新設： 投資額×5%+1人につき50万円※1 ・増設※2： 投資額×2.5%+1人につき50万円	5億円	※1雇用助成について… 工場建設に関し、操業日前90日から当該操業開始後1年までの間に市内在住者を新規に5人以上雇用するもの ※2増設について… ・用地取得又は賃貸開始後3年を経過し建設した工場を言います。 ・既存工場の増設において、県の補助金の交付を受ける場合は、用地取得・賃貸開始後3年を経た工場の増設も交付対象となります。 ・過去にこの助成金の交付の対象となった用地、取得又は賃貸開始後3年を経過した用地において工場を新設した場合は助成率を1/2とします。	白山市役所 企業立地室 076-274-9543 kigyouricchi@city.hakusan.lg.jp

<能美市>

制度名	補助対象	補助要件	補助内容	限度額	備考	問合せ先
企業立地促進助成金・市民雇用奨励金	製造業、先端技術産業、同関連ソフトウェア産業、物流関連産業	・工場等の新設であること ・工場適地又は市長特認地区 ・雇用：5人以上	・土地、建物、設備×5%以内 ・1人につき30万円	・5億円		能美市役所 企業誘致推進室 0761-58-2255 shoukou@city.nomi.lg.jp
		・工場等の増設であること ・投資額2億円以上 ・雇用 【大企業】5人以上 【中小企業】現状の雇用を維持	・土地、建物、設備×2.5%以内 ・1人につき30万円	・5億円		

<野々海市> 制度なし

<川北町>

制度名	補助対象	補助要件	補助内容	限度額	備考	問合せ先
川北町工場、事業場設置奨励金	工場の新設若しくは増設 事業場の新設若しくは増設	新設・固定資産課税標準額5億円以上 増設・固定資産課税標準額3億円以上 常時使用する従業員30人以上	当該工場又は事業場に係る当初課税年度から引き続き2箇年度	当該年度に賦課される町民税及び固定資産税に相当する金額の範囲内	完納後に交付	川北町役場 産業経済課 076-277-1124 sankei@town.kawaki.ta.lg.jp

<津幡町>

制度名	補助対象	補助要件	補助内容	限度額	備考	問合せ先
商工業振興促進助成金	・製造業 ・情報通信業 ・運輸業、郵便業（物流施設の設置に限る。） ・卸売業、小売業（物流施設の設置に限る。） ・学術研究、専門・技術サービス業 ・宿泊業、飲食サービス業のうち宿泊業（一定以上のコンベンション機能を有する施設の設置に限るものとし、風営法第2条第5項に規定する事業の用に供する施設に係るものを除く。） ・サービス業（他に分類されないもの）のうちコールセンター業 ・農業、林業（自然環境に影響されず継続的に植物の生産を行うものに限る。）	【土地】 ・新設（本社機能を本町に移転）1,000㎡以上 ・新設（他）1,500㎡以上 ・増設 500㎡以上 ・移設 1,000㎡以上 【建築】 ・新設（本社機能を本町に移転）床面積300㎡以上 ・新設（他）床面積500㎡以上 ・増設 床面積300㎡以上 ・移設 床面積300㎡以上 【取得財産等】 事業所等の設置に伴い取得した財産（耐用年数5年以上。操業後3か月以内に取得したもの） 【雇用】 ・新設（本社機能を本町に移転）操業開始時の常時雇用従業員のうち町民が5人以上 ・新設（他）操業開始時の常時雇用従業員のうち町民が10人以上 ・増設 増設分の操業開始時の常時雇用従業員のうち町民が5人以上 ・移設 移設後1年以内に常時雇用従業員として町民を3人以上新規雇用 【操業開始時期】 事業所等を設置する目的で取得した土地の取得後6年以内に操業を開始したもの。ただし、同一敷地内での増設の場合を除く	・土地×10%以内 ・建築×10%以内 ・取得財産等×10%以内 【本社機能移転】 ・土地×15%以内 ・建築×15%以内 ・取得財産等×15%以内	・土地：1億円 ・建築：1億円（町長特認2億円） ・取得財産等：5,000万円	物流施設の場合、助成金額及び限度額は1/2	津幡町役場 産業振興課 076-288-6704 sangyou@town.tsuabata.lg.jp
新規雇用促進奨励金	製造業、先端技術関連産業、物流関連産業、試験研究開発施設、農林水産業、旅館業、情報サービス関連産業、その他町長が特に認めたもの	新規雇用対象者：雇入れ開始時に、町民又は事業所の移転に伴い本町内に転入した当該事業者の従業員 【新設】 ・操業開始日から1年以内に正規雇用した従業員について、6人以上10人未満の場合にあつては2分の1以上の新規雇用対象者を、10人以上の場合にあつては5人以上の新規雇用対象者があり、引き続き18か月以上雇用すること 【増設】 ・増設した事業所の操業開始日から1年以内に3人以上の新規雇用対象者があり、引き続き18か月以上雇用すること	・1人につき20万円	400万円		

<内灘町>

制度名	補助対象	補助要件	補助内容	限度額	備考	問合せ先
企業立地促進及び雇用拡大助成金	新設の工場、物流施設、観光施設等	【投資額、雇用】 ・1億円以上、5人以上	・投資額×5% + 雇用1人につき50万円	1億円		内灘町役場 企画課 076-286-6727 kikaku@town.uchinada.lg.jp

<志賀町>

制度名	補助対象	補助要件	補助内容	限度額	備考	問合せ先
志賀町企業立地促進雇用拡大補助金	能登中核工業団地及び堀松工場団地において工場の新増設する製造業等を営む事業者	【投資額、雇用】 ・新設：1億円以上、5人以上 ・増設：1億円以上、3人以上	・新設：投資額×20% ・増設：土地×20%+建物・設備×10%	・新設：1.5億円(土地5,000万円、建物・設備1億円) ・増設：1億円(土地5,000万円、建物・設備5,000万円)		志賀町役場 企業誘致対策室 0767-32-9341 y-nakano@town.shika.lg.jp
志賀町工業団地工場誘致奨励金	団地内で土地の取得、建物及び償却資産を取得すること。		・土地：固定資産税相当額×3年間 ・建物・設備：固定資産税相当額×5年間			

<宝達志水町>

制度名	補助対象	補助要件	補助内容	限度額	備考	問合せ先
企業立地奨励助成金	製造業、研究所、情報サービス業、デザイン・機械設計業	【投資額、雇用】 ・新設：3,000万円以上、3人以上 ・増設：2,000万円以上、1人以上	・新設：投資額×15% + 雇用1人につき50万円 ・増設：投資額×7.5% + 雇用1人につき50万円 ※本社機能移転の場合は助成率に100分の10を上乗せ	・新設：2億円 ・増設：1億円	※その他の奨励措置 特定の町有地を借り上げて事業を実施する場合、30年を上限として無償貸与することが可能 → 宝達志水町今浜東30、河原ミ82番地13,792㎡	宝達志水町役場 商工観光課 0767-29-8250 sho-kan@town.hodatsushimizu.lg.jp

<中能登町>

制度名	補助対象	補助要件	補助内容	限度額	備考	問合せ先
中能登町企業誘致助成制度	製造業等	【投資額、雇用】 ・新設：5,000万円以上、3人以上 ・増設：4,000万円以上、3人以上 【地元企業発注奨励】 ・投資額の総額のうち、町内企業に直接又は1次下請負で発注する施設及び設備に要する費用が10%以上	【新設】 ・投資額×10%（町長特認による10%加算あり） （地元発注額に5%加算あり） 【増設】 ・投資額×5%（町長特認による5%加算あり） （地元発注額に5%加算あり） 【雇用】 ・1人につき50万円加算（上記新設・増設に加算）	2億円 ・新増設(町長特認含む)：1億5,000万円 ・雇用：3,000万円 ・地元発注：2,000万円		中能登町役場 企画課 0767-74-2806 kikaku@town.ishikawa.nakanoto.jp

<穴水町>

制度名	補助対象	補助要件	補助内容	限度額	備考	問合せ先
穴水町企業誘致条例	製造業、生産加工業、情報サービス業、先端技術産業、流通関連事業、試験研究所、宿泊観光業等	【投資額、雇用】 ・新設：1億円以上、5人以上 ・増設：5,000万円以上、5人以上	・投資額×20% + 雇用1人につき50万円	1億円		穴水町役場 企画課 0768-52-3625 kikaku3@town.anamizu.lg.jp

<能登町>

制度名	補助対象	補助要件	補助内容	限度額	備考	問合せ先
能登町企業立地の促進及び雇用の拡大に関する条例(立地促進助成金と雇用促進助成金)	工場、研究所、物流施設、教育施設、観光施設、ソフトウェア業、デザイン業、機械設計業	【投資額、雇用】 ・1,000万以上、3人以上	【立地促進助成金】 ◇新設：投資額×20%、又は下記(1)～(3)に定める額のいずれか低い額の範囲内 ◇増設：投資額×15%、又は下記(1)～(3)に定める額のいずれか低い額の範囲内 (1) 常用雇用従業員の増加数が3人以上10人未満の場合 ・5,000万円 (2) 常用雇用従業員の増加数が10人以上30人未満の場合 ・1億円 (3) 常用雇用従業員の増加数が30人以上の場合 ・2億円 【雇用促進助成金】 新規雇用1人につき、50万円	2億円 ※立地促進助成金・雇用促進助成金どちらも併せた助成金総額が2億円を超えないものとする		能登町役場 企画財政課 0768-62-8535 kikakuzaisei@town.noto.lg.jp